

年間手当第1回団体交渉

视身第三元

NO 2023号 2024 年 6 月 11 日 秋田県厚生連労働組合 秋田市山王5-4-2 TEL 018-864-3341 FAX 018-864-3349

妥結

夏期手当2ヶ月

去る6月11日(火)午後3時00分から、JAビル8階中会議室にて、年間手当要求に関する第1回団体交渉が行われ、秋厚労19人、経営側14人が参加しました。

秋厚労は、中央闘争委員会で協議し、夏期手当2ヶ月の回答を評価し妥結しました。

夏期手 曾合意内容

夏期手当(本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当)× 2. 0ケ月分

支給日7月12日·基準日7月15日

内容	秋厚労の意見	経営側の意見
年間手当	☆ 夏期手当2.0ヶ月、年末手当2.0	☆ 年末手当は上半期の経営状況などを鑑み
	ヶ月、年度末手当1.0ヶ月を要求	て、しかるべき時期に交渉する。年度末手
		当は事業計画にない
収支状況	☆ 収支状況が悪く、ベースアップもした	☆ ベースアップの財源は診療報酬のベース
	ので年間手当が減額されると心配してい	アップ評価料。ベースアップをしたから年
	る人がいる	間手当を減額するということはない
		☆ 収支実績は計画に対し未達。理由は患者
		数の減少。なぜ減っているのかは人口減な
		ど複雑な要素がある
		☆ 経営状況は厳しいが、地域に評価される
		病院をつくるのが大事
時間外労働	☆ 通常業務をしつつ学生指導をして業務	☆ 原則、学生指導自体を17時以降はしな
	が終業時刻を過ぎた場合は時間外手当の	いでもらいたい。業務が終業時刻をすぎた
	対象ではない?	場合は時間外手当の対象
休憩	☆ 特に準夜勤の時に休憩が取れない。休	☆ 休憩を取るようにすることが大事だが、
	憩が取れるように業務改善などの対策を	取れない時は時間外手当を出す
	してほしい	
名札	☆ カスタマーハラスメント対策のために、	☆ 検討する
	現在の名札(顔写真・名前入り)を変更	
	する予定はあるか	